

Law Council of Australia インタビュー

場所) Law Council of Australia, 19 Torres Street, Braddon ACT 2612, Canberra.

Home Page: <http://www.lawcouncil.asn.au/>

時間) 2月11日(木) 11時から12時まで。

話し手) Margery Nicoll, Peter Edwards, David G Naylor

聞き手) 福井康太

Law Council of Australia でのインタビューは2月11日(木)11時から、2F会議室にて行われた。Law Council of Australia は、オーストラリア国内17法曹団体からなる連邦レベルの評議会(日弁連に相当)で、オーストラリア国内外の重要な懸案事項、連邦法、連邦裁判所および審判制度について法的助言をすることをその役割とする。また、同評議会はオーストラリアの法曹を対外的に代表する立場にあり、海外の弁護士会との連携関係を維持する役割をも果たしている。インタビューでは、Law Council Australia の活動の概要について Deputy Secretary-General の Margery Nicoll 氏に最初に説明していただき、その後は政策担当者である Peter Edwards 氏および David G Naylor 氏に主として質疑に答えていただいた。

最初に質疑応答の対象になったのは、Pro Bono の定義であった。先日教示を受けた Rice 教授の Pro Bono の定義は無報酬の Private Practice に限って Pro Bono とする狭い定義であったが、Law Council of Australia では、つぎの定義が用いられている(この定義は1992年に定められた)。

1. A lawyer, without fee or without expectation of a fee or at a reduced fee, advice and/or represent a client in cases where:
 - (i) a client has no other access to the court and the legal system; and/or
 - (ii) the client's case raises a wider issue of public interest; or
2. The lawyer is involved in free community legal education and/or law reform; or
3. The lawyer is involved in the giving of free legal advice and/or representation to charitable and community organization.

この定義によれば、法教育や司法改革関連の活動、慈善団体の代理や法的アドバイスも Pro Bono に当たることになる(一部の公益活動は Pro Bono にあたるという考え方なのか)。

日本の Pro Bono の現状について質問を受けたので、福井は「日本の Pro Bono の歴史は、

主義主張に基づいて公益事件の支援等を行う Cause Lawyer の歴史であって、コモンロー圏における Pro Bono とは歴史的背景が異なる」と答えた。

Pro Bono 活性化をめぐっては、大学における法曹養成教育に働きかけて、あくまで自主的参加を促すという形であるが、学生に CLC や Legal Aid で研鑽を積むことを勧めている。また、法律事務所が実施する Pro Bono プログラムのオーガナイズなどを行い、さらに Tender Incentive を提供することで、法律事務所による Pro Bono の活性化を図っている。

福井が、Pro Bono の実施の働きかけが事実上 Mandatory となってしまうと、法律事務所や個人弁護士のやる気をそいでしまうという問題を指摘すると、同評議会としてはあくまで自主的な協力を求める形で Pro Bono の活性化を試みているとの回答（もっとも、本当に強制はないと言えるのかどうかは検証が必要）。

リーマンショック以降の世界同時不況のもとで Pro Bono 活動にどのような影響があるかという質問に対しては、破産事件や債権取り立てなどの事件の増加に伴い、民間の Pro Bono による業務も増大しているとの回答。昨年には全オーストラリアで\$240million の Pro Bono 活動が行われているとのこと。

Law Council の HP で紹介されていた International Pro Bono というのは初耳だという福井の質問に答えて、「これは現地での法的アドバイスや訴訟代理だけでなく、法整備支援や法教育、司法改革への協力を含むもので、法律事務所が主体となって行う活動である」との回答。これまでパプアニューギニア、フィジーなどでの Pro Bono 活動を支援してきたとのこと。福井は、日本の場合には法務省が中心となってカンボジアやウズベキスタンで法整備事業を行っているが、あくまで国の事業であって、Pro Bono という視点は含まれていないと補足説明をした。

日本司法アクセス推進協会の視察団（2月22日、23日にメルボルン調査、25日、26日にシドニー調査）に対するアドバイスとしては、シドニーに行くのであれば National Pro Bono Resource Centre の John Corker 氏を訪問することを強く勧められた。

文責 福井康太